

## 「新型コロナウイルス関連情報」

(その49: 非常事態宣言・外出規制措置の継続、及び日本の水際対策)

### 【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、5月31日までの発表で、現在まで6,994人となっています。
- 東ティモール政府は、非常事態宣言を更に継続することを決定しました。継続の期間は、6月2日0時00分から7月1日23時59分までの30日間です。また、デイリに発出されている外出規制措置についても、6月2日から14日間継続することを発表しています。
- 日本政府は、日本に入国・帰国する者に対する水際対策を強化しています。また、「感染症危険情報」の更新を行い、東ティモールを含む7か国の感染症危険情報レベルを引き上げました。

(本文)

#### 1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、5月31日までの発表で、現在まで6,994人となっています。最近では、新規感染者数に対し治癒者数が上回る日もありますが、感染者数の数値は以前高い数値で推移しており、引き続き注視していく必要があります。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

#### 2 デイリにおける非常事態宣言・外出規制措置の継続

(1)東ティモール政府は、非常事態宣言を更に継続することを決定しました。継続の期間は、6月2日0時00分から7月1日23時59分までの30日間です。また、デイリに発出されている外出規制措置についても、6月2日から14日間継続することを発表しています。保健当局は、新型コロナウイルス感染の有無を調べる集団検査を引き続き実施するとともに、ワクチン接種推進のため、国民に対し積極な接種を呼びかけています。

(2)今回の措置では、宗教行事による集会の緩和が認められた以外は、従前の措置内容の殆どが引き続き継続されます。また、報道によれば、国内でのワクチン接種が進められる中で、ワクチンを2回接種しワクチン接種が完了した者に対しては、移動

の制限を解禁するとの政府方針も示されています(ただし、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保等、感染防止対策は引き続き必要)。

(3)在留邦人の皆様におかれては、ワクチン接種が進んでいますが、国内の感染状況は以前予断を許さない状況であることを認識し、引き続き不要不急の外出は控え、感染防止に努めて下さい。

### 3 日本の水際対策について

#### (1)水際対策に係る新たな措置について

海外から日本へ入国するすべての方に対し、以下のことが必要になります。本件措置は、国籍を問わず対象となりますので、一時帰国等日本への入国を検討している方は、厚生労働省が発表する最新の水際対策を確認し、その措置に従い事前に準備を行って下さい。

(主な項目)

- ・検査証明書の提示(※厚生労働省指定のフォーマット利用が推奨されています)
- ・誓約書の提出
- ・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用
- ・質問票の提出(※到着時検疫に提示する必要があるため、あらかじめ質問票に回答し準備しておく必要があります)

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

#### (2)上陸拒否対象国・地域への指定

日本上陸前14日以内に、日本政府が指定する国・地域に滞在歴がある外国人は、当分の間、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否することとしています。ただし、上陸拒否対象地域でない地域から、上陸拒否対象地域を給油や乗り継ぎ目的で経由(経由地で入国する場合は除く)した後日本に到着する場合は、上陸拒否対象地域での滞在歴があるとはみなされません。

※現在、東ティモールは、「日本政府が指定する上陸拒否対象国・地域」に含まれています。

(外務省ホームページ:新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

### 4 「感染症危険情報」の引き上げ

5月18日、日本政府は新たに「感染症危険情報」を発出し、東ティモールを含む7か国の感染症危険情報レベルを“レベル2”の「不要不急の渡航は止めてください」か

ら“レベル3”の「渡航中止勧告」に引き上げました。詳細は、以下の URL でご確認ください。

(外務省ホームページ:各国に対する感染症危険情報の発出(レベルの引き上げ及び維持))

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2021T051.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T051.html#ad-image-0)

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号+670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)

(了)